

(案)

中 教 審 第 号
令和元年 1 1 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一 殿

中央教育審議会会長
渡邊 光一郎

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の改正について（答申）

令和元年 1 1 月 1 2 日付け元文科高第 5 9 3 号で諮問のありました標記
の件については、これを適当と認めます。